



保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (135)

◆国民健康保険のいろは

その7～医療費の自己負担が高額するとき（2）～



同じ月内で医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されますが、**入院の場合は、初めから『限度額適用認定証』を提示することで窓口での支払いが限度額までとなります。**さらに4月から外来でも一医療機関の支払いを限度額までに行えるようになりました。そのためには『限度額適用認定証』の申請が必要です。

入院されるときには『限度額適用認定証』の申請を！

高額療養費の限度額は所得区分により異なることから、医療機関で限度額が適用されるには、所得区分が印字された『限度額適用認定証』の提示が必要です。認定証が必要な方は役場国民健康保険係で交付申請をしてください。ただし、70歳以上の方については住民税が非課税の世帯のみ交付します。（保険証の提示で所得区分が分かるため）

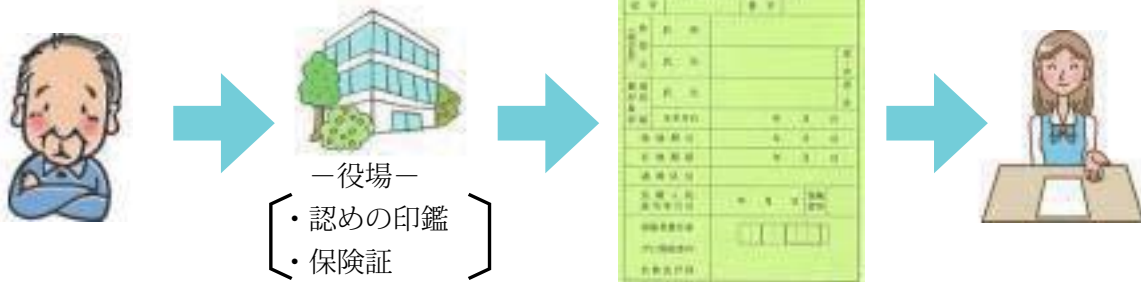
【認定証が必要な方の場合】

○入院や外来受診で
医療費が高額になる

○認定証の交付申請

○認定証の交付

○認定証を医療機関
窓口で提示し、限度額
までを支払う



※認定証には有効期限があります【7月末まで（保険証の切れる時期と同じ）】

※外来で限度額までとなるのは、個人単位で、医療機関ごとです。（同じ医療機関でも入院、外来等は別）

※所得区分ごとの限度額がいくらかは、10月号に掲載してあるので参考にしてください。

大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成 24 年 6 月	4,608 人	283 人	4,891 人
	平成 23 年 6 月	4,736 人	305 人	5,041 人
医療費総額	平成 24 年 6 月	136,267,558 円	7,001,382 円	143,268,940 円
	平成 23 年 6 月	139,124,729 円	8,523,209 円	147,647,938 円
区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり 医 療 費	平成 24 年 6 月	29,572 円	24,740 円	29,292 円
	平成 23 年 6 月	29,376 円	27,945 円	29,289 円

最後の抽選会も
楽しみじゃ！

お昼は、豚汁の無料提供
もあるみたい。なんでも
1500食分！

お昼御飯は？

